

報告事項セ

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

指定技能教育施設の連携科目の指定等について、別紙のとおり報告します。

令和6年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

令和6年3月16日

1 制度と指定する内容

- 高等学校の通信制または定時制の課程に在籍する生徒の技能教育施設における学習（連携科目）を、在籍高校における教科の一部の履修とみなす制度。
- 技能教育施設及び連携科目は、所在地県教育委員会が指定。
- この度は、令和4年度からの新学習指導要領の実施に伴い、連携科目の指定を年次で変更するもの。

2 指定技能教育施設及び連携措置をとる高等学校

指定技能教育施設	連携措置をとる高等学校
学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校 (鳥取県鳥取市湖山町西2丁目228-1)	クラーク記念国際高等学校 (北海道深川市納内町3丁目2番40号)
学校法人中央高等学園中央高等学園専修学校 (鳥取県東伯郡北栄町由良宿818-8)	星槎国際高等学校 (北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1)
学校法人ism若葉学習会専修学校 (鳥取県米子市錦町2-8261)	クラーク記念国際高等学校 (北海道深川市納内町3丁目2番40号)

3 指定技能教育施設の連携科目の指定等（網掛けは公示事項）

(1) 指定を解除する連携科目 ※(旧)は旧課程

指定技能教育施設	連携措置をとることができ る科目	連携措置をとることができ る科目に対応する高等学校の科目
あすなろ高等専修学校	電子商取引(旧)	電子商取引(旧)
中央高等学園専修学校	情報処理(旧)	情報処理(旧)
若葉学習会専修学校	経済活動と法(旧)	経済活動と法(旧)
	情報処理(旧)	情報処理(旧)

(2) 新たに指定する連携科目 ※(新)は新課程

指定技能教育施設	連携措置をとることができ る科目	連携措置をとることができ る科目に対応する高等学校の科目
あすなろ高等専修学校	情報処理(新)	情報処理(新)
中央高等学園専修学校	情報処理(新)	情報処理(新)
若葉学習会専修学校	ビジネス法規(新)	ビジネス法規(新)

(3) 指定解除及び新規指定の理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

(4) 指定解除及び新規指定年月日

令和6年4月1日

4 令和6年4月以降の指定状況（予定） ※(新)は新課程

指定技能教育施設	連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目	備考
あすなろ高等専修学校	ビジネス基礎(新)	ビジネス基礎(新)	令和3年度公示
	ビジネス・コミュニケーション(新)	ビジネス・コミュニケーション(新)	令和4年度公示
	情報処理(新)	情報処理(新)	令和5年度公示 (予定)
中央高等学園専修学校	ビジネス基礎(新)	ビジネス基礎(新)	令和3年度公示
	マーケティング(新)	マーケティング(新)	令和4年度公示
	情報処理(新)	情報処理(新)	令和5年度公示 (予定)
若葉学習会専修学校	マーケティング(新)	マーケティング(新)	令和3年度公示
	情報処理(新)	情報処理(新)	令和3年度公示
	ビジネス法規(新)	ビジネス法規(新)	令和5年度公示 (予定)

5 補足事項

科目の(新)または(旧)について、(新)は令和4年度以降入学生が履修する平成30年改訂学習指導要領の科目を、(旧)は令和3年度以前入学生が履修する平成21年改訂学習指導要領の科目を、それぞれ表している。

6 関係法令

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）
第55条
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）
第32条～第39条
- (3) 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号）
第1条～第8条
- (4) 技能教育施設の指定の申請手続等を定める規則（平成11年10月22日鳥取県教育委員会規則第10号）
第1条～第5条

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第五十五条

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

第三十二条（指定の申請）

技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定（第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。）を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

第三十三条（指定の基準）

- 一 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。
- 二 修業年限が一年以上であり、年間の指導時間数が六百八十時間以上であること。
- 三 技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。
- 四 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。
- 五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

第三十三条の二（連携科目等の指定）

都道府県の教育委員会は、法第五十五条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定しなければならない。

第三十三条の三（指定の公示）

都道府県の教育委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた技能教育のための施設の名称、所在地及び連携科目等を公示しなければならない。

第三十四条（内容変更の届出等）

指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止しようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第一項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があつたとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十五条（廃止の届出）

指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十六条（指定の解除）

施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設が第三十三条各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十七条（調査等）

施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、第三十三条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十八条（文部科学省令への委任）

第三十二条から前条までに規定するもののほか、指定の申請の手續その他指定に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三十九条（中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程に係る技能教育施設）

第三十二条から前条までの規定は、中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程に係る技能教育のための施設について準用する。この場合において、第三十三条第一号及び第四号並びに第三十三条の二中「高等学校」とあるのは、「中等教育学校の後期課程」と読み替えるものとする。